

平成19年6月15日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成19年6月15日
開会 13時00分 閉会 16時25分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議
- 3 出席者 6名
委員長 前川敏春
副委員長 芳滝 仁
委員 中橋友子 齊藤喜志雄 前川雅志 千葉幹雄
議長 古川 稔
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 谷口和也 永井繁樹
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 8 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一 教育長 金子隆司
総務部長 増子一馬 総務課長 川瀬俊彦
教育部長 水谷幸雄 生涯学習課長 長谷 繁
- 9 審査事件 議案第35号 幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例
陳情第2号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書の提出を求める陳情
陳情第3号 「2008年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2
復元を求める意見書」の提出を求める陳情
陳情第4号 「教育関連三法案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情
陳情第5号 住民税、国民健康保険税、介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求
める陳情書
所管事務調査項目の決定について
- 10 審査結果 別紙
- 11 審査内容 別紙

委員長 前川 敏春

◇審査内容

(13:00 開会)

- 委員長（前川敏春） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。それでは、本委員会に付託されました、議案第35号幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例を議題といたします。
ここで担当課より説明用の資料を配布したいと申し出がありますが、配布してよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 委員長（前川敏春） 異議がないようでありますので、資料を配布いたします。
(資料配布)
- 委員長（前川敏春） それでは議案第35号の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（水谷幸雄） 幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。
今回の改正につきましては、指定管理者制度導入に関する基本方針に基づきまして、指定管理に対応できるよう幕別町百年記念ホール条例に所定の規定を加えるものであります。
併せまして、条項の整備や表現の明確化、統一化を図るための改正も行っております。
本会議での副町長の説明とだぶる面がございますけれどもご理解を賜りますようお願いを申し上げます。
議案書の5ページ、説明資料の1ページになりますが、説明資料の新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。
1ページをお開きください。
左側が現行の条例、右側が改正する条例であります。まず現行条例の第1条を削除しまして、第2表を第1表とし、施設の根拠を規定して略称規定を加えるものであります。
次に名称と位置を定めた現行条例の第3条を第2条に繰り下げ、第2条の次に第3条と第4条、5条を加えました。この条文につきましては、新たに事業並びに使用時間と休館日を条例に加えるものであります。事業の領域や年間の開館日数、あるいは時間を明らかにするものであります。これは指定管理者が行う管理規定の基本となる事項だと思っております。
次のページになりますが、現行の第4条を第5条とし、教育委員会の略称規定を削ります。以降、改正条文の随所に許可を承認に改めるなどの改正が出てまいります。他施設条例と同様に表現の明確化、統一化を図るものであります。
第5条の次には第6条としまして、使用に当たってあらかじめ承認を受けなければならない行為、いわゆる行為の制限を明示しております。また、現行の第5条から第12条につきましては、それぞれ2行ずつ繰り下げまして、他の条例との統一化、表現の明確化を図るための文言の整備を行っております。
3ページになります。
右側の一番下になりますが、改正条例第14条の下に第15条として入館の制限を加え、以降24条まで指定管理に対応できるように新たに条文を加えるものであります。
4ページの第16条につきましては、指定管理に管理の代行を行わせることができる旨を、第17条はその場合の利用料金の取り扱いを、第18条は目的の達成のため必要な事業を行うことができる旨をそれぞれ定めるものであります。
続きまして、第19条では利用料金の減免、第20条はその還付、21条が適用の除外、22条が業務、5ページの第23条は管理の基準、24条は管理の適正化を図るための報告、調査及び指示について定めるものであります。
この表現はすでに議決をいただいております、アルコ236条例とほぼ同様とさせていただきます。第25条の委任規定につきましては、他条例との表現の統一化を図ろうというものであります。附則では指定管理者の指定に伴う経過措置を付け加え、別表につきましては、見出しを整理させていただいております。
説明資料は以上で終わりました。最後になりますが、議案書の9ページにお戻りいただきたいと思っております。
附則であります。本条例の施行期日を平成20年4月1日とし、2項では施行前におきましても、指定管理者の指定等の準備行為を行えるようなものを定めるものであります。
以上、雑駁であります。百年記念ホール条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。
- 委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりました。これより質疑及び意見をお伺いしたいと思います。
質疑及び意見のある方は挙手願います。
中橋委員。

○委員（中橋友子） 百年記念ホールの今の条例改正の内容に入の手前のお話ということになるんですが、先日、基本姿勢につきまして町議会懇談会でですね、ご説明をいただきましたよね、それで指定管理者制度につきましては、昨年のアルコ236の導入の際に条例改正として出されたんですけども、こういったことに関しての論議に機会というのは前回は初めてだったと思うですよ、この条例改正を除いて。それで手順としまして、昨年条例改正が行われてから、この度、基本姿勢のお話があって、この基本姿勢の説明も全部していただいたわけではなくて、今回に係わるようなことの部分的な説明であったわけですよ。私は本来は、条例を改正する前に基本方針というきちっと提出されて全部の説明があってその上で条例改正にいて、今日のような百年記念ホールの具体的な管理を移行するというようなお話になってくる、流れとしてはそういうのが本当は正しいやり方ではなかったかなというふうに思うのですよね。ところが、現実にはそれがそういう流れではなくて、条例が先に作られて、方針が出されるというようなことがあったものですから、それで基本方針の中で、いくつかお尋ねしたいことがあるものですから、先ずその点を聞かせていただきたいと思うのですがよろしいですか。

それですね、一つはですね、この指定管理者制度を導入することによって、サービスの向上とコストの削減、経費の削減ということが、主な目的として出されてきます。今回、いくつかの事業が対象になりまして、一番早いのが百年記念ホールというふうに出されてきているんですけども、一つ一つの施設によって、それは変わってくると思うのですが、この制度を導入することによって、どのぐらいの経費の削減というのを考えて、こういった手法をとろうとされてきているのかということが一つです。

それからもう一つは、当然、そういう風に業者に指定管理を委託、契約をしていくわけですから、当然そういう業者の範囲というのも町内なのか町外なのかいろんな風に及んでいくのだと思うんですけども。その点の基本的な考えもどこに視点を置かれて、指定管理にしようとしているのか。それとですね、当然、サービスの面については、具体的には利用時間であるとか、利用料であるとか、変更が生じてくると思うんですけども、サービスはあくまでも向上するという風に書かれてきているんですけど、当然、管理を委託することになっていくと、料金の点では、業者が請け負ってやっていくわけですから、利用料の引き上げということが随分懸念されるわけなんですけども、その辺の考え方については、どのように押さえられるのか、以上3点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） まず第1点目のにつきまして、経費の削減といえる効果ということでもありますけども、これにつきましては、指定管理者制度の導入にあたりまして、一番重視していることは、住民サービスの向上につながるという点を一番重視しております。

それが公の施設の利用にあたりまして、民間のノウハウとか、色々な能力、そういうものが十分に発揮されるような施設について指定管理者制度を導入していきたいというのが基本的な考えであります。全町におきましては、指定管理者制度を導入することによりまして、財政的な効果については、まだ金額についてはまだ試算はしておりません。

第2点目でありますけど、指定管理者を受ける業者の範囲ということでございますけども、先ず第一義的には町内の業者の方で、そういう指定管理業務を請け負える業者がいましたら、その方に一番になっていただくのが一番いいかと思っております。ただ、原則といたしましては、あくまでも公募によって行っていきたいと思っております。

町内の業者で、そういう業務を担える方がいない場合につきましては、その範囲をもう少し広げざるをえないかなと。これは十勝管内ということも考えざるをえない場合もあるかなと思っております。

第3点目のサービスの向上についてでありますけども、まず料金の値上げにつきましてでありますけども、料金につきましては、使用料は条例の中で基本的に定めております。

それで、利用料金につきましては、これは指定管理者が直接料金を徴収するやり方と、その使用料につきましては、町が納入する方法と2通りのやり方があります。

その中におきまして、指定管理業者が直接料金の受け、またそういうことができる場合につきましては、料金制度となりますが、その料金を設定するにあたりましてはあくまでも町の条例の中で定められた使用料の範囲内におきまして利用料金を定めるということとなります。

ですから、その受けた指定業者が多額な料金を設定することができない。あくまでも条例で定めた料金の中で、その中で下げることはできますが、そういうようなことで料金については引き上げというようなことは条例上の中でしかできないということでもあります。

以上です。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 料金のことなんですけども、試算はしていないということなんですけども、どうしてなんでしょ

うか、というのは、こうした新たな事業を、くり広げるときには必ず目的があって、この目的がサービスの向上ということになりますから、この新しい制度を利用することによって、どんなサービスがどんなふうに向かして行くのか、この計画をとりいれたほうが向上するのだという確かなものですよね。それからもう一つ、経費削減という以上は今までが決算の中にもでてますけども、これだけの直営だと高くなると、さっき指定管理によっていろいろ、運営の仕方も変わってくるのでしょから、こんなふうにならなっていくのだと、具体的にそれだけの計算上ではあるでしょうけども、メリットが有るから取り入れていくというのが、私は普通の流れでじゃないかと思うのですけども。そこを試算されていないで導入をされていくということは、ちょっと理解できないんですよ。それはどうなんでしょうね。一つ一つ伺っていきたいんですがいいですか。

○委員長（前川敏春） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 具体的なといいますか、それぞれの、今回百年記念ホールなんですけども、百年記念ホールの場合について、ある程度の数字的なものは本会議でお示しいたしているところなんですけども、全体、これからあがる指定管理者に指定するもの、移行しようとする施設、全体での削減がどの程度になるかということは現状では解っていないということでもあります。

ただ、指定管理者に移行することによって、当然職員がその場所からいなくなる。職員を引き上げることになるわけですから、純粋にそのもの全てが無くなるとは思っていないが、ただ、委託料の中に含まれますので、そういった部分での差し引き額である程度効果があると。なぜかということ、現状で計算するとその年度になってそれぞれをもって計算することの比較が大変難しいということがありまして、単純に言って人件費については、ある程度下がると。職員が当然いなくなるわけですから、そういう削減がある。

そして、先ほど課長が言いましたように、一番の目的はやっぱりサービスの向上としますので、それを今回の基本方針の中では、サービスの向上ということを全面的に打ち出していることでもあります。ですから、トータルでいくら削減がなるかという具体的な数字は持ち合わせてということでもあります。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 膨大な事業に対して移行されるということでもありますから、一つ一つの計算ができていないということであればそうなんですけども。当面、来年度実施するというような全体の中の区分がございましたね、そういったぐらいについては、数字をお持ちでやってらっしゃるのでしょうか。

とりあえず類型Ⅰで11施設を移行することにしておりますけど、これぐらいはできていらっしゃるのでしょうか。

それと、今、当然、人件費は下がるということなんですけども、移行することによりまして、直接雇用されていた職員の処遇は、どんなふうになっていくのでしょうか。

これは、例えば、施設によって異動して、最終的にはどこもそうなるのだと思うのですが、技術職で入っていらっしゃる方たちもいらっしゃいますよね、そういうことも考えたら、この制度に移行することによって、今度、雇用主が替わってくるわけですから、現在の職員はどんなふうにしよと考えていらっしゃるのですか。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 第1点目のことですが、大変恐縮なんですけども、第Ⅰ類型の11施設につきましても、まだ、財政的な効果につきましては、試算はまだできておりません。

それと2点目の人件費のことではありますが、人件費は下がるというには思っております。それで、職員の処遇なんですけども、これは配置換えということになると思います。一つの例を申し上げますと、百年ホールであれば、今百年ホールの方に配属されている職員、3人おりますけども、それが他部署への人事異動になるということになると思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） アルコはありましたが、具体的に今まで本町にあった施設の移行は始めての、この指定管理者の導入ということでもありますから、基本的な姿勢を伺いたかったのですけども、そういうふうには経過がでてこないということでもありますから、これは、私としてはこれくらいにしまして、百年記念ホールの具体的な事例の中で、どんなふうに移行していくのか伺っていきたく思います。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 私の方から、百年ホールに限ってお答えをいたします。

先ず人件費のことです。人の配置のことは先ほど総務課長がお答えしたとおりです。

それで、では具体的にどのぐらい下がるのかというお話になりますけど、これは、原則公募ですが、公募した段階で、応募される企業、団体の方がどういった試算をして事業計画をだしてくるかによって変わって

まします。もちろん指定管理委託料の中、こちらで上限となるものはもちろん目安として持ちますが、どのくらい下がるかというのは応募結果によるということです。

それともう一つ、それは人件費のお話です。もう一つは、今日、お配りさせていただいた資料に、収支の、平成8年度というのは百年ホールを設置した年なんです、それから最新の数字まで資料としてお配りをしております。この中で物件費というのが、ほとんどが固定の経費です。ですから、ここで劇的に下がるということは、ちょっと考えづらいというふうに私どもは捉えております。

あと、需用費でですね、光熱水費、決まりきった公共料金みたいなのはこれはどうしようもないのですが、例えば、一番お金の掛かる重油、こういったものを指定管理を受けたところが、自由にやれるのかあるいは、ある程度条件を課すのかで物件費は多少、その条件によってはその効果額は動いていくと思います。そういった細かな点は、これから公募要項、それを定めていく中で検討していきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 直接職員ではないので人件費は下がるのでしょうかということなんですが、この他は、今のご説明ですと、その仕事の中身というか、条例は定めるけどもどんなふうに発注していくのかはこれからですよということでもよろしいですね。私は必ずしも人件費が下がっていく方がいいというふうには思っていないわけですね。全体として新しい事業に取り組むというのが、サービスが上がって、そして、経費も削減するのだと、この制度を取り入れた方が行政としてはいいんだというふうなものも明確になっていくことが大事だと思うのですよね。

ここが中々見えないものですからお尋ねしているのですけども、経費の面では、難しいというふうにも考えるのですが、結局、業者によって変わってくる、それは公募でやっていかれるのでしょうかけども、具体的になってきますけども、百年記念ホールのような施設を管理するというのは一般のコミセンとは違い、音響施設があったりいろんな特別な教室があったり、あるいは図書館は今回外されるということでもありますけども、特にホールの音響の部分は専門的な技術が必要となってくるでしょうし、これまでは委託ということですが、その辺の指定管理を受けた業者がさらに委託をしてやっていくということにならざるを得ないのではないかなと思うのですけどもね、そうなってくると、新たにこのような経費はかわってこないのではないかなというふうなふうに思いますので、そういう流れがなにかこう文言として見えないのですよ。具体的にはこんなことなんかも、実際にはどんなふう整理されて契約されていくのでしょうか。

業者なども限られていくと思うのですけども。業者なのか団体なのかちょっと解りませんが。こういった文化施設を管理するノウハウを持っているところというのは、中々十勝管内の中でもそうそう沢山あるというふうには思えない。その辺なんかもどんなふうにお考えなんでしょうか。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） はじめに、財政効果のことなんですが、先ほどは、私、出るほうですね、お金が出て行く方、そのお話をいたしました。今の状態では、歳出の方ですね。

それともう一方、歳入のことも私どもは考えております。

これはサービスの向上、これ一口で言うとそんなふうになってしまいますのですけども、魅力ある色んな講座のメニューですとか、そういったことを取り組むことによって、入りの方も増えることが考えられます。民間のノウハウだとかということになれば、まさにそこに期待をする部分です。

それから、もう一つ低コストを求めて行くということ、それはもちろんあるのですけども、一方で、運営形態がどう変わろうと、雇用の場である、町の中で重要な雇用の場であるという観点はあるというふうにも捉えております。

これをどこまで、俗っぽい言葉で言いますと、締りをかけるというんでしょうか、そういうことができるかというのは、私は一定の限界があるとは思いますが、公募要項の中に町の考え方、思いというのはそこで明らかにしていきたいというふうに思っております。

というのは、中橋委員からのお話にもありましたけども、舞台操作ですとか、今は委託しておりますけども、そこは専門領域中の専門領域です。講座の企画にしても、やっぱり単純労務とは違いますよね、そういった意味で、そこに人材が集まってくるという意味では、あまり過度な人件費の抑制というのは私ども、変な求め方はしないほうがというふうには考えております。

ノウハウを持ったところがいかほどあるのかということなんですが、ちょっと極端なお話させていただきましても、平成8年に百年記念ホールが設置されたとき、職員がそこに配属になりました。皆、本当に初めて出くわすような出来事ばかりで、その中で試行錯誤を重ねてまいりました。そして段々色んなことを学んで、2年、3年経つとちゃんと一人前の仕事をして行くようになります。ここで、私どもは常にジレンマとしていたのは、専門職をずっと配置することができませんでした。特定の職員をずっとそこへ置くということは、職員間のこと色々ございます。

そういった諸般の事情から、専門職を置き続けるということができませんでした。今日からよろしくお願ひしますという職員がせっかく慣れたのに、脂がのってきたのに、3年、4年経つと又、メンバーチェンジと。それが私ども一番のジレンマでありました。

話戻りますけども、そういったことで皆始めはゼロからのスタートでした。そして、今日10年経って管内でも、道内的に評価していただけるホールになりました。10年の蓄積というのは、色んなノウハウも含めて、新たに運営管理に当たっていただくところに、最大漏らさず、引き継いでいきたいと私どもは思っております。

そういったふうに契約して行きたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 本当にそういう築き上げた信頼ですとか、うちの百年記念ホールの持ち味ですとか、そういったものをきちっと新しいところ、管理業者に移行していくということが大事ですよ。

それを移行を全部受け持って、そして経営していただくというところにいきますと、今度業者に委託というときには、それは仕事というこにはいかないですよ。

そうすると、現状の中で、そういうノウハウを持っているところがどれぐらいあるのかということですね、当然、中々職員がやっても専門がおけなくて、異動があったと。しかし、こういった指定管理にしても、一度指定になった指定業者が続くことにはまったくなりませんし、そうはあってはならないですよ。そうすると、短期間にかわっていくということも考えられますね。その辺なんかも、はたして町民にとって、いままで培ったものが本当に活用できるスムーズな運営になっていくのか、業者は場合によってはかわって替わって行くのだと。そういうことがあっても、きちっと今まで以上の豊かな利用の仕方が出来るのかということも心配するところです。そういったことなんかも、どんあふうに整理されているのでしょうか。

あと、支出の面ではあまりかわらなくても、収入の面でかわる。これも大事なことで、有る資源を有効に使うというのは、私もいいことだと思うんですけども、一つには利用者を増やしていくということですね。利用者を増やすことによって、収入が入る。しかし、先ほどの料金の問題なんですけども、条例で定めるから、業者が勝手に決めるわけでないからいいんだよということなんですけども、しかし、この条文の中身を見てても、業者の方から申し出があった場合には、町がその料金の改定に踏み切ることも含むんだということも書いてありますよね。その点、民間ですから、採算合わなくなったら、料金に被せて行くというのは当たり前のことだと思いますから、今よりもその料金が引き上がっていくという心配はしなくてもいいのかどうか。実際に私は心配しているんですけども、そういうことにならないのか、そこも伺っておきたいと思ひます。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 新しい幕別町として、指定管理の前例としてはアルコがありますよということ、もちろんご存知の通りなんですけども。アルコと百年ホールの違いというのは、アルコの場合は、直営で仮にやっていたとしたら企業会計ですよ。つまり収支そこでとらなければいけないという種類のものかなと思ひます。一方百年記念ホール、これ本当に大都市のホールを除けば、音楽、舞台のホールを持つ生涯学習センターというのが収支が取れるのか、これはおそらく先ず無いと思ひます。音楽専用ホールでも全国的に収支がとれてるというのは、本当に数えるぐらいしかありません。そうなった場合に、町の文化芸術ですとか生涯学習という観点で捉えれば、本来、お金の面ですよ、収支がとれない、だから公設でやってきたというふうに思ひます。ここにきて、自治法が変わって、今まで出来なかった指定管理という道が開かれたということですよ。

業務委託より、もっと広がってですね。つまり、そこで百年ホールに関して指定管理にしたから、そこで収入で支出を賄ってくださいというものではないのです。ですから全部自賄えでやってくださいよとなれば、そこは受けたほうは、経営のことがありますから、使用料金の大幅な値上げですとか、そういったことがでてるかと思ひます。しかし、そういった方式では考えておりません。指定管理業務の算定においてですね。

それともう一つ、収入増のことなんですけども、利用者を増やして、利用者が増えるから収入が増えるという部分もございまして。それと、今回、来年の4月スタートにはおそらく間に合わないともいいますが、条例で決まっている使用料といっても、それがまるごと収入されているわけではないですね。先ほどお配りした資料で、大体400万円前後、毎年ホール使用料として入ってきますが、これは減免後の数字ですから、免除されたり、減額されたり、そういったものがありますね。これはまた別次元の話になるでしょうけども、行革の中で言われている使用料そのものの論議、それからそれに伴う使用料の減免、こちら辺の見直しによっては、今後、その収入の部分の変動することがあると思ひます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 収入なんですけども、いまここで入ってきている400万円の収入なんですけども、いま、利用者の内の利用者の減免といひますか、お金をいただく年間の利用者の中で、料金を払っていただく利用者というのはどれくらいいたのか。

それとですね、こういった文化ホールですからもちろん大人の方の利用も多いのですが、子どもさん、小学校、中学校という範囲も非常に多いのだと思うのです。そういった方たちが調整後の減額の対象に、減免というか料金が掛かってこなかったと思うのですが、そういう利用はどのぐらいあって、こういったことについても、今後指定管理に移行することによって、今までのように、きちっと、当然、小中学生、高校とかについては、利用料を負担しなくても使って行ける方向が続いていくのかどうか、その辺もお尋ねします。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 17年度の実績でお話いたします。18年度は、まだ、まとまりきっていませんので。

まず、有料の使用件数が368件です。この数字というのは、16年度ですから、先ほどお配りしました、資料の2の一番上にあります、記念ホールの使用料とございますね、これの16年度分の数字です。442万というこの数字でございます。

それから減免の使用件数なんですけど、これは、免除もありますし、減額もあります。両方合わせまして1,632件です。これを使用料に、条例に規定されている使用料に当てはめた場合ですけども、これは1,795,000円、約1,800万円ということになります。

参考までに申し上げますが、その内、一番沢山使っていただいている皆さんということで言えば、文化協会に加盟されているサークルですね、文化協会関連が、使用件数で1,062件です。金額にいたしますと580万ですか。そんなふうになっております。それと、先ほどお答えが一つもれておりました、管内にこういうノウハウとか持っているところがあるのかということなんですけど、公共のホールに関して、入っている指定管理者で、今回私どもで考えています講座の企画運営から何からという意味では、まだ実績はありません。そういう形態の指定管理の導入の例そのものがないということです。部分的なものならございます。ホールのことだけですか、そういうタイプですね。それであと個別に見ていった場合どうかということなんです。うちの百年ホール丸ごとということではなくて、ホールでやっている音楽とか舞台のプロモート、こういったものは、管内で言えば新聞社ですか、テレビ局なんかやる場合もあるかも知れませんが、貸館ですね。

そういったことでは、実績を持っているところはあろうかと思えます。

あと、私どもで言っている生涯学習講座、こういったものは、特に新聞社ですかね、十勝管内ですと、テレビ局はないかと思えますが、NHKがあります。NHKがそういった文化講座を持っております。それから新聞社も2社、名称はいろいろでございますけども、カルチャースクールのようなものは実績があると承知しております。

それから、舞台、音響そういったものは、それぞれの管内のホールのかかなりの部分が、業務委託をやっておりますので、それも実績があるところはございます。

もちろんビル管理の部分はもちろん当然ですけど、部分で言えばそういったところは考えられます。

現状の減免のことです。先ほど申し上げましたように、使用料だとか減免規定、それはホールに係ったことではなくて、後々、見直しがあるとすれば全体の話になると思います。町全体ですね。それまでの間は、現状のままと考えております。減免に関しては、ホールの減免ですね。

例をあげますと、文化協会加盟のあるサークルさんが、今お使いいただいている、指定管理に変わっても、そこは管理者が変わるだけで料金なんかが変わると、そういったものではありません。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の料金のことですが、全体の見直しの時期はまだ定まっていないので、今の段階では指定管理に移ってもこの料金でいきますよということですね。近い将来はやっぱり、民間になっていくということもお考えで、そういうふうにお答えしていらっしゃるのでしょうか。

それとですね、公共施設でこういった実績があるということですから、委託にだそうということになると、委託業者とぶつかってくる。委託したいんだけど指定管理を任せたいんだけど、業者がないという問題も生じてくるのでは思うのですよね。業者の選定、今は、NPO法人だとかを考えていらっしゃると思いますし、そういったところが、携わっていかれると思うんですけども、もともと業者がないのに指定管理していくということでは、非常に運営に支障をきたすのではないかと懸念されるんですけども、幕別町は大丈夫なのでしょうかね。

それともう一つですね、百年記念ホールは多額のお金をかけて作った施設ですよ、平成8年、開基100年のときに。それでちょうど今10年経って、かなり色々なところで傷んできているといいますか、補修が必要な部分が出てきているというふうに見受けられるのです。地震もありましたし、いろんなこともあって。今回の指定管理という形になった場合は、そういった建物の補修ですね、修理が増えて、全部、管理者が責任を負うような形になっていくことをお考えなのではないでしょうか。指定管理となるとそういうことも全て含まさって任せていくということになるのではと思うんですけども、そうなんです。

○委員長（前川敏春） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 公共料金に関しましては、今いくら上げようかとかいうことは考えておりません。将来的に絶対ないかという見通しはないから、そういう発言になったんですけども、今、いつ上げるとか、そういったことは見通しはございませんので、今日、冒頭でお示しの料金表は、当面そのままと考えていただいで結構です。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 公共施設の減免のあり方についてでありますけども、これは、行政改革の中で今検討している項目であります。

それで平成22年度末までの間で、この減免のあり方につきましては、全公共施設につきまして、受益者の原則、そういうようなことも加味しながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

それと二つ目の建物の補修の取り扱いについてですけども、大規模な補修が必要な場合につきましては、町の予算の中で計上して、これは行って行くことになると思います。

それと小規模な営繕的な工事につきましては、それは必要経費の中で入れていって、そしてそれを、指定管理者の中から、それを、本当に小さな小額の工事でありますけども、それを、行っていくというようなこともありますので、その件につきましては、それぞれの個々の施設に応じて、住み分けを考えながら取り扱っていくことになると思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 指定管理にするメリットと申しますか、見えてこないんですよ。大規模な修理は、町が直接やりますよ。小さなものは勘弁していただく。それはそうですよね。今までもすですから。それから、例えば大規模な修理などは、建物の屋根だとか壁だとか色んなところにヒビだとか入ってきていますしね、そういうこともどうかなど思ったのと、もう一つは、特に音響施設ですから、音響の維持というんですか、そういうのはかなり神経を使われてきて、あれはかなりのお金もかかっている部分ではと思うのですよね。演奏する分にはいいんですけども、ホールは音がよくないだとかいうようなことが聞こえてきます。そういうことが、利用者を増やしていこうと思うと、どんどん音のそういうことだあってきちんと利用者のニーズに応えて、更新してきちんとしていかなければならないですよ、そうすると多額なお金がかかってくる。そういう場合には、指定管理になっても、全部そういうことは町の方でやるんだというようなことで、おさえでよろしいですか。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 総務課長の答弁と一部繰り返しになるかもしれませんが、建築とか設備、これに関しては、こちらの負担、ほとんどのものがそうなると思います。使用上の不始末とかそういうものがあれば別ですけどもね。指定管理者のミスでなにかやった場合は別ですけども、そうでない場合、経年劣化したもの、建築の設備もそうですけども、そういったものは設置した町の側ということになります。

それと修繕なんですけども、修繕料に関しても、他所の例も送なんですけどもね、既に指定管理に移行している本州方面の施設もどうなんですけども、修繕料は例えば年間総額いくら、これを先ず指定管理料の中で算定するのですね、そしてさらに、いくら以下のものは、その中で手当てしてください。指定管理料で修繕料含めて渡しているわけですから、その中でやっていってくださいと。突発的なものですか、最初、お約束をした以上の修繕が発生した場合は、またそれは町の方の負担と。大方はそういうふうになると思います。アルコもたしか修繕料に関してはそういった取り決めになっているかと思えます。

それと音響のことなんですけども、音楽に関しては本当に評判がいいです。それはお客様だけではなくて、アーティストからも本当に高い評価をいただいております。でお話の一方、お芝居の方なんですけども、これは、オールマイティのホールというのは本来ないんです。お芝居にはお芝居用の造りのホール、音楽には音楽用、音楽でもクラシック系ですとか、ポピュラー系とかありますよね。

聞きかせ方というのはどこを狙うかで造りは変わってきます。百年ホールを造るときに、当時の担当が一番苦心したのは、どっちつかずのホールだけは造りたくない。それで少なくとも、音楽に関しては評価が得られるホールをとということで、造ったというふうに私も当時はたからみて思います。

それと、音響お芝居のことで言えば、若干の手直しをすれば、お芝居用のスピーカーと申しますか、そのときだけ使うスピーカを増設すれば、そういったものはカバーできます。そういった工夫で、基本は音楽ホール、しかしどんなお客さんも満足していただけるホールということで、今も運営しておりますし、指定管理になった後もそういった考え方でつないでいきたいと考えております。

○委員長（前川敏春） 他に何かありませんか。

前川雅志委員。

○委員（前川雅志） この指定管理者制度に移行については、大変、大きな期待をしております、サービ

スの向上が上がることを、本当に心から願っているところであります。

条例の変更について、具体的な質問ということではないんですが、この条例が決まった後で、来年の4月1日から施行していく計画を立てながら、進めていかれると思うのですが、これからのスケジュールについてお伺いをしたいと思うのですが。業者の選定を含めて公募という話が先ほど出ておりますが、こういったタイミングで公募をされて行くのかということと、幕別町内の施設の中でも一番大きな施設を一番最初に指定管理者制度にもっていくという事で、なかなか小さな企業という表現はあれなんですけども、やれるところも限られてくるかと思うのですが、そういった条件面も含めてお伺いをしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） スケジュールについてお答えをいたします。

条例改正の議決を頂けましたらということですが、7月に、来月ですね、7月、公募要項の策定に入ってまいりたいと思います。おおよその目処ということでお話を申し上げます。

8月から9月にかけて、公募の周知、それから、募集ですね。8月から9月が公募の周知と募集。それから、9月から10月にかけては、公募がありましたら、その選定作業ということになります。それから、12月に指定議決、それから債務負担行為の議決を頂けましたら、4月に向かっていよいよスタートというふうになってまいります。12月の指定議決後にですね、年が明けてから1月になろうかと思いますが、細かな協定、先ほどご質問の、補修修繕のことはどうしようですか、そういったものの細部だとかを詰めた協定が1月、それを踏まえまして、3月、予算議決を頂けましたら、そこから、4月のスタートというふうになってまいります。

○委員長（前川敏春） 前川雅志委員。

○委員（前川雅志） 今のお話でいきますと、7月に公募の要項を作成していくというお話であります、現在のところで考えている条件というところがありましたら、教えていただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 条件という以前に、今はですね、正直申し上げまして、公募要項の本当の素案の素案ぐらいですね。そういったものをある程度一方でやらなければ、色んなものが見えませんが、そこら辺はさわってはおりますけども、まだ、ここでお話できるような条件といえるようなものまでは、まだ煮詰まっております。先ほどのご質問への答弁の繰り返しになりますけども、新たな所に引き継いで行くために、こういった観点が重要か、こちらの思いをどう伝えて行くか、そこら辺のところ、今まだ止まっております。細かな公募に関する条件というのは、これから詰めの作業に入っております。

○委員長（前川敏春） 前川雅志委員。

○委員（前川雅志） どの企業というか団体でもやれる仕事ではないと思っております、ある程度の見込みがあるから、今回この条例の変更をして、来年から指定管理者制度の導入をしていきたいということで、理解をしてるつもりなんです、そういった意味では、こういったところができる企業であるとか団体であるという見込みがないことはないと思うのですよね。公募をかけてみましたが、やれる所ありませんでしたということにもならないと思いますので、ある程度そういった見込みがあると思いがちなものでしょうか。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 先ほどのこういった仕事はこういう所が、全体ではなくて部分部分で見ればこういうところが、今実績が、実際に手掛けられていますねということはお話をさせていただきました。そのどこかができたり、あるいは得意分野を持ち寄って、応募をされることもあるかもしれません。そういった私どもが今、固有名詞を上げるということは、ちょっと考えられません。というのは、どこが応募してくるか解りませんので、それともう一つ最後の、前川委員のお話の中に、無かったらどうなるのかということです。それは直営のまま運営ということになります。現在と形態が変わらず、平成20年度もということになります。

○委員長（前川敏春） 前川雅志委員。

○委員（前川雅志） また条例が通った後にお話はさせて貰いたいと思うのですが、そういった大切な要項について、また意見を述べる場があるかどうかわかりませんが、そういったところでお話をさせて貰いたいと思います。それと最後に確認をさせて頂きたいのですが、今の話の流れでいきますと、選定にあたっては、通常で言う指名競争入札とかそういうことではなくて、プロポーザル的な方式をとって行かれるのかと思うのですが、そのところだけ確認をさせてください。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 二回に分けての審査というふうになろうかと思っております。一つは先ず書類審査です。そこでこちらの審査基準以上になった所が複数出てくれば、その皆さん方の数社といいますか数団

体といいますか、そのプロポーザル、提案競争になってまいります。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 業者の選定にあたりましては、選定委員会を設置しておりますので、そちらの中で、候補者となる者についての選定を行うこととなります。最初に二段階でということで、生涯学習課長が答えておりますけども、一つは、資格審査を先ず行うということです。これが適合していて、そしてなおかつ、あとは業者から提案をうけたその内容につきまして、選定基準に基づきまして評価を行い、総合的な判断によって公募者となるべき業者を決めていくという手順を踏むこととなります。

○委員長（前川敏春） 他にになにか。

質疑の途中でありますけども、2時15分まで休憩を取りたいと思います。

（14：01 休憩）

（14：15 再開）

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） やり取りをずっと聞かせていただいております。

私はですね、この制度そのものは私は大賛成です。うまくいくということが大前提ですけどね。前提ですけども、大賛成であります。

ただ、この百年記念ホールに限って、今言わせていただきますけども、やり取りを聞いていて意この指定管理者制度の、目的、経費の削減あるいはサービスの向上、あるいは利用者の増、いろいろありますよね、そういったことを考えるとですね、経費の削減はどの程度なんだというやり取りがありました。聞いてますと、試算もしていませんしわかりませんということでもあります。

もう一つはサービスの向上については、休館日の話をしますけども、利用者の増、これもいろんな、講師陣を充実させて更に利用者を増やしたい、その為には人件費も削りたくないというような話でありました。ただ、聞いてまして、非常に、町民サイドから聞いてて制度そのものの良さはわかるんですけども、この会館を何のためにするのかということ考えるとですね、説得力がちょっと私は欠けるのではかというふうに思うのであります。こういう施設を指定管理者制度をもって委託をするということでもありますから、当然町としての姿勢ですよ、かなり強し姿勢、今例えば1億かかっているのであれば、2割程度は削減したい。例えばの話ですよ。それが2割が1割5部でもいいんですけども、およその目安を持ってですね臨まなければ、やってみなければわかりませんということでは、私はこの制度に臨む姿勢としては非常に、なんというのですか、軟弱だということでしょうか、町の姿勢として弱いというふうに言わざるを得ません。

人件費云々というようなこともありましたけども、およそ言える部分、言えない部分もあるのでしょうか、なんとも言えませんけども、およそ私は試算はしているのだというふうに思うのですよね、ここでもちろん言えませんとか、してませんということですけども。

もう一歩つこっんです、およそこれくらいまでは見込んでいて、だからしたいんだということであれば、私はなかなか手を挙げていいですよということには、なかなかなりづらいというふうに思います。

それとサービスの向上ということに関連してですけども、休館日、火曜日、休館日ということでもあります。当然、これ、人件費、人とのやり繰りの問題もあるのでしょうか、やはり私は、サービスの向上あるいは利用者の増ということ考えると、年間50数日、60日に近い位休みになりますよね、毎週火曜日休みで、そういうことを考えると、利用者のことを本当に考えるとすれば、先ほどの人を回してでも年次の目標に、そのぐらいのそういう気持ちがあればですね、なかなか利用者の増にも結ぶついていかないだろうと思うんですけども、この休館日をどうしても設けなければならない理由ですけども、あればお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどらいから、選考にあたっての、条例が可決された後の話ですけども、ここは私も一言言っておきたいと思うんですけども、いろいろと巷間言われていることがあります。それはそれとして、それにふさわしいところであれば、それはそれで私はいいと思いますけども、ただ先ほど、町内最優先だというような話がありました。選考にあたって、例えばこういう会館、こういう文化的な要素の強い会館ですよ、そういったことについては特に町内を優先することの意義というのでしょうか、私はもっともっと、町民のこと、あるいは会館のことを考えれば、もっと広い視野に立って、本当に施設を有効活用してくれるような業者を選定することが大事だろうというふうに思うのであります。

ですから、そういうへんにゆう先入観念というのでしょうか、そういったものは無いかも知れませんが、まったくゼロにして、私は将来、同じ受け皿として同じ能力というのでしょうか、同じで甲乙付けがたいということであれば、それは町内は優先することはやぶさかではありませんけども、最初から町内を優先

すると、なければ町外に行くということの発想はすべきでないというふうに思います。

(14:17 議長退席)

(14:19 議長入場)

○委員長(前川敏春) 教育部長。

○教育部長(水谷幸雄) ただ今、3点のご質問があったかと思えます。

一つは人件費とサービスの兼ね合いですけれども、人件費の積算はある程度できているのではないかというお話でありました。実は、先ほどらいお話しているように、正式な試算はまだでありまして、今のところ試算していないというのが現状であります。ただ、資料の2をご覧頂きたいのですが、歳出と歳入の比較がございますが、その歳出の中で、職員給与費、それからそれ以外というふうに分けておりまして、職員給与費は平成18年度で3,500万というような数字がでております。そして必要経費はその上の6,000万円という形ででておりますけれども、ここで

大体1億円くらいの経費が合計がかかっていることになりませんが、指定管理者に委託する場合には、これを上回っては私どもも困りますので、できれば職員給与費については、私、個人的にはありませんけれども、一人300万円程度で来てくれるのではないかなという気がいたしますので、6人採用しても1,800万円くらいですか、そんなような試算はできるのかなというような感じはいたしております。従いまして、ここから、1千数百万円ですか、そういうような人件費の減額に対する努力は経営者のほうにしてもらいたいなと、個人的に思っているだけですけれども、試算したものは特にございませんけれども、そういう感じしております。

それから事業の関係、休館日の関係ですけれども、これにつきましては休まなくても差し支えないのではないかと、それにつきましては、休館日を条例の第4条に特に必要であると認めるときは順次これを変更してできるというふうになっておりますので、ここらへんも条例はこのままにさせていただいて、業者の企業努力でなんとかやれるのではないかと、火曜日は無理に休みにしなくとも、もし事業、あるいは利用者があるのであれば、開館してもいいのではと思っております。

それから3点目の広し視野に立った有効活用に、あるいは業者を選考すべきということですので、そのように考え方にたちまして業者を選考していきたいと思っております。

○委員長(前川敏春) 総務部長。

○総務部長(増子一馬) 千葉委員のご質問の一番最初に触れられた部分で、若干私の方からご説明申し上げたいと思っておりますけれども、平成15年に地方自治法が改正されまして、この指定管理者制度というのが新たに導入をされたということの中身を踏まえたいのでありますけれども、経費の削減というのは大きな目標、それと今千葉委員の言われましたように、住民サービスの向上を目的とすると、これが本当に大前提であります。なぜ町としてもこれに取り組んでいくのかということですが、もちろん行政がやる分野にですね、民間の活力、民間のノウハウを活用しようと、これが競争意識、競争原理にもつながるといふ、これは経費の削減にもつながって行くのだろうと、こういったことが一つございます。

それから、受けられる業者、事業者ですか。それが団体あるいは企業等々ありますけれども、そういう以外にNPO法人など、団体であればいいと、団体であれば受けられるよということから考えましても、やはり今後については行政と住民が一体となって進めて行くべきなんだろうという考え方、発想がございます。

まさしくうちの町としては、町づくり町民参加条例を平成12年に策定をいたしまして、行政と住民が一緒に手をたずさえて、町づくりを進めて行こうと、これにもつながるものなのかなと私どもも思っております。経費の削減もさることながら、そういった住民のノウハウを活用しながら、より住民の方々が今までよりもさらに住民サービスが受けられる体制作り、こういったことを趣旨に町としては今後指定管理者にいけるものについては、進めてまいりたいという考え方しております。そのところをご理解を賜ればというふうに思っております。

○委員長(前川敏春) よろしいですか。

千葉委員。

○委員(千葉幹雄) 先ず経費の削減なんですけれども、教育部長の方から個人的な話があったわけでありまして、個人的な話はここでは聞く何ものもありませんので、それはそれとしてあれなんですけれども、これはいずれにしても、決まった議決を指定管理者制度を使って委託をしようというときには、少なくともこの位の効果があるという前提に議案として出してこなければ、やってみなければわからないということで、我々も安易に条例改正をするということにはならないと思うのですよね。

そして、およそ僕はいいいのだと思いますが、あいてもあることですしね。ですから、例えば6人体制で先ほどちらっといっていましたけれどもね、それも一つの目安になるのだろーと思えます。そしてそれを受けて民間の受けるほうが、例えば一人何百万なら何百万の人件費の中でいかに能力のある人を見つけてこようかという次の段階に入るわけですから。わかりませんという中で公募をかけて、それをプロポーザルをする方

だって全然わからない話ですよ。

ですから公募をかけるときには一定程度の金額を持って臨むわけですから、今無かったら、今後検討しますということにはならないと思うのです。私の言っていることが変ですか。僕はそう思うのです。

それと休館日、休館日は補足で町長が認めたら云々ということがありましたけども、僕はそういうことをいっているのではないんです。これは年中無休の施設だよと、例えばどうしてもなにかあった場合はこの限りではなくて、逆に休館日をするよという発想に立たないと、これはまったく後ろ向きな逃げの話で、僕はそういうことを言っているのではないのです。これはサービス向上と考えたら、休まなくてもいい施設であれば休む必要はない。それは人件費との絡みもありますよ。そういうことをすることによって、若干人件費を上積みしなければならないということがあるかもしれないけども、でも私は、基本はそこだと思います。

それと、変更の話ですけども、それはこの後の話ですからあれですけども、いづれにしても広くしたいということですけども、先ほど言ったように、NPO云々、あるいは企業云々いろいろありますけども、そこは本当にあの施設が有効活用してくれる受け皿、そこに視点をあてないと、行政として間違いを犯すような気がするんですよ、そこに視点をあてないと。

ですから、そこはこれからの話ですけども、そこは私は強く言っておきたい思います。

○委員長（前川敏春） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 先ず全ての経費につきましてご質問ありましたけども、試算をしてないわけではないのですが、実はしてはいますけども、ただ、なぜ公表しないかということですね、今は、どんな業者がくるかわからない。募集もまだかけていない。詳細な募集要項を配っているわけではございませんので、例えばですよ、仮にお示しすると大体、約1億円が百年記念ホールにかかる人件費や経費がかかっております。例えば、この経費から町として例えば3千万円を援助したとしたら、おのずから大体の委託料がでてしまうということになり、反対に全て又一人歩きしても困るという思いも持っております。

ただ、いま私は単純に3千万といいましたけども、3千万と決まってはいませんけども、それがいくらになるかというのは、現状の予算よりは下げたというか縮減した形での算定で詰めており、それをやって募集をかけまして、公募された方と最終的には詰め、募集の中では、ある程度の金額を出していきますけども、その中で、どういった事業展開をするのかというプロポーザルをしたいと思っておりますけど、ということをお示ししておきたいと思っております。全体ではやっていない。全体というのは先ほど言いました11施設。この部分については詳しいことはやっておりません。ただ、百年ホールについては、これはあくまでも私ども行政の内部資料として、今の時点では持っていなければならないというふうには押さえております。

ただ、それを公表できるかというのは今の時点ではできないということをお示しおきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 休館日の関係で先ほどお答えしたのですけども、条例ではあのようになっております。それで指定管理者にする場合はですね、年中無休とすることも可能です。これは町とは協定の中で結ばばいいことですので、したがって、これから、策定委員会のようなものを作るのですけども、その中で私ども内部で協議しながら、その中に盛り込む形でサービス向上の一つとして考えていきたいなというふうには考えております。できればそのように努力させていただきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 副町長の方から本音の話というか、僕はこれで当たり前だと思う。いえないというのは、そういう事情があつていえないのは、僕はそれはそれで良とする。それはいいんですけども、やっていないというから、やっていないのでどうなのだというわけで、それはやりますと、それは公表はできながやりますと、裏をかえせばこれから業者を決めて単価を決めていかなければならないわけですから、それはいいという部分はわかる。ある程度その予測のできるからね。僕はそれでいいと思うけども、ただ、この期に及んで、やっていないということはそれはだめだよということですね。それと、休館日の話ですけども、ちょっと私も耳に挟むんですけども、大きな公演をするとね、三日間つぶれると。前の日と、当日と後片付けの日とかで、そうなるくと一日休むことによって、例えばその三日のうちどこかでそれが挟まってくると、その公演が支障をきたすということもあるのだろうと思うのですよね。ですから、なおさら私は無休にして、例えば人件費等で負担は増えるのかも知れませんが、やっぱり基本に立ち返って、使うときに使えるような施設になっていかなければならないというふうに思いますので、これ、条例では今これでいいと言ったら、これはどうなるの。努力はしますというけど。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 公募要項を募集にあたってお示しします。その中で、条例上は休館日、開館時間はこうなっていますが、それぞれ応募されるところが、サービス向上策として、例えば休館日の撤廃、つまり年中無休ですね、あるいは、早朝開館、一日で物事を終わらせたいという貸館の場合ですね、30分早

く開けてほしい、そんな例も中には今までもあります。

そういったものを、単なる無料サービスで開けるということではなくて、そこは1時間、あるいは30分という単価規定をもつとか、そういった工夫を絡めた上で、利用者にとってのサービス向上策が提案されれば、それは先ほど部長が申しあげましたように、条文に照らしてそこは柔軟に、提案に沿って運営をしていこうと思っております。

それと先ほどのご質問の中で、有効活用してくれるところをということがございました。もちろん私どもが今回指定管理に移っていくにあたっては、まずは公共性とか公平性はもちろんなんです。それはもちろん満足された上で、いろんな新しい発想をですね、フットワーク良くやっていただけたところ、そんなふうなイメージで捉えております。

○委員長（前川敏春） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 大体良としますけども、休館日の件ですけども、これはやっぱり条例でうたうということは、町の姿勢ですから、後は業者に任せるということでは、僕はだめだと思う。

やっぱり町の姿勢として、指定管理者制度にして年中無休にするんだよという姿勢はだせるのかだせないのかだと思う。非常に業者任せというか後ろ向きな話だからそれは。

○委員長（前川敏春） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 百年記念ホールですね、休館日につきましては、先ずは今私ども今まで考えてきたのは現状でということでございます。ですから、週に1度の休館日は設ける。募集要項にもその部分を含めたいというふうに思っております。

たしかに千葉委員の仰ることは良くわかりまして、混合施設でありますから、年中無休で開館するべきだというご意見も当然あることは私どもも理解をしております。

ただ、火曜日、休館日というのはこの10年続けてきたわけでありまして、町内の公共施設全て今はほとんどが火曜日に統一されております。

全体の公共施設の見直しの中で、全部が火曜日休みでいいのだろうかといった問題も私どものほうでは理解をしております、公共施設全てのあり方、休館日を含めてのあり方を今もう一度再検討する時期にきているというふうに私どもは理解をしております。

そのときに合わせて休館日についてはやろうというふうには思ったのですが、今回に関して言えば、休館日は先ずは現状のままでのスタートで始まりとしたいという思いがありまして、今回は条例ではいじっていないということでもあります。

実際の運営としては、確かに火曜日を臨時的に開けることも可能だという表現になっていますので、その中で火曜日を、火曜日といいますか休館日の利用状況あるいは火曜日にどれだけの要望が多いのかということも、それは百年ホールに限らず他の施設もそうなんですけども、そういったものの調査も含めて、一度研究させていただいて、その時点で休館日を全体のこととして、改めてやりたいなという思いを持っているところです。

○委員長（前川敏春） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） これを手始めに、将来11施設を予定しておりますよね、今後5年間かけて。私は今回はいいチャンスだと思うのです。やっぱり、指定管理者制度に移行するときに、他の施設も併せて、町直営でやっているやつは週に1回、副町長が仰るように火曜日に統一することがいいのか、あるいはばらばらにして、どこか開いているよということにするのがいいのか、それは論議あると思うのですが、ただ、指定管理者制度に移行する施設については、原則的に年中無休だと、これは町民のサービス向上のためにやるわけですから、僕はそういう意味ではこの施設をやるということは、非常に大事だと僕は思っています。どうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに千葉委員が仰ることはよくわかるのですが、前段と繰り返しになるかと思いますが、本当に火曜日に必要があるかという調査はそのものは、まだやったことはございません。ただ要望として、このように使うのであけてくださいとお願いにこられる方は当然いますし、先ほどいいましたように大きな事業のできない二日間がある。そんな時は館全体開けないこともありますし、要するに午後だけなら午後だけの準備に開ける使いかとも今までもやってきております。附則の部分で満足できることも当然あるだろうし、あるいはやはり最初から、開いてますよということにならなければならないこともあると思っております。

ただ百年ホールには図書館の分館も入ってまして、図書館は当然、火曜日は行わないということになってまして、それを入れてそういう方針、あるいは、火曜日にどれだけの人が集まるか、その調査を終えてからの方がいいのではないかという思いを持ってまして、全体としての整理をしたい。確かに指定管理者の委託

をしようとしているわけですが、現状でこういったところが事業者が応募されるのかわからない状況でもありますから、これは最終的に気持ちとしては、千葉委員も仰るとおり火曜日も開けてほしいという気持ちも十分あり、事業者が決まった時点で、話を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 他にございませんか。

芳滝委員。

○副委員長（芳滝 仁） 話をお伺いしております、私も導入に関しては積極的な思いでは歓迎しているのですが、基本方針につきましては、だされて内容についても変わることもあったと、この間ご説明いただいたところです。

今回、4年間にむけて、これだけの形を考えているとうような形でだされたときに、町としてどれだけの費用対効果を踏まえておられるのかということもなく、計画を出してくるという話は、ゆわいる長い町のスパンを考えたときに、町づくりを考えたときに、それがどういう効果をしていくかという、本当に大事なことだと思うのです。だからできることをあげただけでも、それはどのようにするかかわからない話では、なかなか、料金だされて、私もこれから、本当に課題にしていかなければならないという思いがあります。

やはり、中身を耕していくということをして、ある程度の目安をつけていただきたいなど、町の方針としてですが、長いスパンの町づくりを考えたときに、ものすごく指定管理者論議というのは大きな意味を持つわけですから、非常に疑問があるなという思いがいたします。

今、最後の方で仰いました、副町長がお答えになりましたね、試算はしているのだと、当たり前だと思うわけですね。指定管理者を始めたところには、サービスの向上と経費の削減ということが二つの柱でありますから、それがきちっと、先ほど申し上げる形でも説明がないと、私たちはこれを賛同してあげられるわけにはいかないと思うのですよね。今回ご説明を聞かせていただいて、始めにそれがいいというのはどういうことなんだろうかと、どういう規定で腹をもってこの指定管理者導入をすることになっていくのか、非常に私たちにとっては不安のような気がするわけでありまして。

その辺のはだのすわりのところでしょうね、例えば、経費の削減につきましても人件費だけではないですよ、委託料もありますしね、いろんな形で削減がはいる世界がねおそらくあるわけでありましてでしょうし、例えば果樹の向上なんかにつきましてもね、これはじつろくをすればいいんですよ、例えば行きたいんだけど行けない人がいる。障害を持たれた方が行きたいのだけど行けないのだと、そうしたらどうするのかとか、車がないから行けないのだけどどうするのかとか、これは民間でしかできないサービスというのがあるわけでありまして。その辺のところの指定管理者を導入したときに、どのような一つの住民にメリットがあるのか、どういうメリットを目的として、ある程度の一つの世界が、それは審査するなかででてくるのでしょうか、ある程度の形のことは発信をしてもらわないと、これは町民が納得しないのではないかと思うのですよね。

その辺のところ、今聞かせていただいていて、内部では試算しているということだったものですから、ここは落ち着いたんですけども、その辺のところちょっとお伺いしたいなと思います。

○委員長（前川敏春） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 前段お答えする中で、全体の指定管理の基本方針ですね基本方針全体での縮減額というのは算定はしていませんけど、今回、条例を提案させていただきました百年記念ホールについては、内部的にはやっておりますと、先ほどもお話をしたところですが、この指定管理者制度のことだけで経費の縮減というのはいくらになるかという算定はしていませんけど、庁内に設けてます行政改革あります。その中で、当然、メリットというのは、マイナスとしてでる方向で今、詰めているわけですので、どうしてもどっかで職員数をマイナスにしていってサービスを受けられないと困るわけで、どこも考えたときに指定管理者制度の導入をしてるわけですから、指定管理者制度だったらということだけでなく、町全体の要するに職員費については、この指定管理者制度になれば人件費はなくなる、そういった部分の全体の中の経費をどうやり繰りするといいますか、そういったところでの縮減という押さえ方は町として持っているということでございます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そのようにお話聞いてまして、私は、平成15年に法改正になって国が新しい公共事業の委託の仕方の中に、新たに指定管理者制度を設けて、今までの委託と違って、費用とかも含めて運営をして、業者に任せていくと。目的はサービスの向上と経費の削減だというようなことで進んでいったという経過は十分に理解したうえで、いままでやり取りをさせていただいたのですが、内部的には集まったけれども最終的にそれをうちの町がどうするのかという点では、まだまだ、なにか雲をつかむような感じが正直言ってしてまして。というのは、公的な施設というのは、ここの公共の福祉に寄与するという大前提の目的があって、その目的を達するために、役場がきちっと管理をすると、その管理の仕方をどうするのかということなん

ですけれどもね、様々な形で、いろんな数値をもっているけどなかなか出せない、しかし行革全体の中で本当は下がっていくのだからそこを汲むように、というようなことだと思うのです。そうであるのか、あるいは、そのサービスの向上についても、いろんなノウハウを持った人達に、さらに参加してもらって利用を増やすということはいいことだと思うのですが、じゃあ具体的にどうやっていくのかとなると、これまた見えてこない。というようなことで、今の時点で、はたしてスタートすることがいいのだろうか、というふうに極めて思います。

それですね、もう一つこの指定管理者制度を取り入れた先進地ですね、きちっと効果を生み出しているところもありますが、例えば去年は帯広で問題になりました、保育所の指定管理で給料を払わなかったと、またそこに戻ったというようなことが沢山あり、実際に起きてますよね、ですから事前に相当の指定業者に関する認知ですね、こういうことも含めて、企画も沢山あるのだと聞いてますけど、本当にそれこそきちっとやっていかなかったら、やっていかないと、結局、利用する住民も、あるいはそこで雇用される人達も、きちっと補償されていかないというようなことにつながりかねないのではというふうに思うわけですよ。

これは、常時決められた人が利用するシステムではありませんから、いろんな方たちが目的を持って望んだ公共のために有するというものでありますから、そのとおりにはないかと思うのですが、ただもう一つ打ち出し方といいますか、明確にならないものか、ということが一つあります。

それから、なぜこの直営のままではうまくいけないのか、なかなかこう異動もあったりして、専門的な人達が、ここに配置をするということのもならなくて、そういう矛盾点もあるので、だから、指定管理にしていってやっていくのだというふうに説明されましたけども、最近問題になつたように、指定管理は一度、指定されたら専門業者が育っていくこともありがたいから、ここは変わっていくということについては、指定管理制度を導入しても変わっていくのだというふうになれば、なぜこの制度を今ここで全部組み替えてしていかなければならないのかという点でも、それがいいということにならないのですよね。そう思うと、もっともこの基本的姿勢の中で新しい制度であるから、きちっと見て明快なところを出しながらいいところを選定したいとあるのですが、もっとも今この時点で、ぱっと決まっていくことは今の説明の範囲では時期早々ではないかと私は思いますがいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 指定管理者制度の導入にあたりましては、内部的にかなり慎重に検討してまいりました。

この導入にあたりまして、その判断をどのようにしたらよいかということにつきましては、議論の中で先ず重点を置いたのは、今もしお持ちでしたら、基本方針の3ページをお開き頂きたいと思いますが、基本方針の3ページに指定管理者制度の対応方針ということで謳っております。

その中の（3）に指定管理者制度導入の判断基準ということで示しておりますけれども、先ず町の施設につきまして、法的に指定管理者制度が導入できないものがあります。これは学校教育法、道路法、河川法こういう法律で定められて導入できない施設、これについては先ず除外としました。その次に残った施設につきまして、298施設、これについて直営でやるのがいいのか、指定管理者制度の導入がいいのか、先ずその住み分けを先ず行いました。住み分けに当りまして、基本的にどのような判断をすべきかということにつきまして、ここの表に書いてありますように、例えば公的関与の必要性のある施設なのかどうなのか、例えば、葬祭場のような建物であればこれは、民間参入するよりは町が直接やったりすべきではないか。そういうような視点で、こちら側の必要性に重きを置くとか、こういう1番からそれぞれ5番までのいろんな項目につきまして、全施設につきまして、これは検討しました。そして、その中で全施設をやった中で、指定管理者制度の方がメリットがあるという施設が、類型1番、2番これらについては指定管理者制度を導入した方がいいという判断にたったものであります。

その次に、じゃあどの時期に指定管理者制度を導入すべきなのかというのが、第2段目として論議いたしました。その時に指定管理者制度を導入して町民の皆さんにメリットがあるのは一体何なのか、このことを随分論議しました。これは単に、業務委託をするのではなくて、いろいろなアイディア、これは今、町が直轄でやっている事業よりも、さらにいろんなアイディアが盛り込まれるような施設につきましては、指定管理者制度を早期に導入した方がいいのではないかと考えたところであります。

ですから、例えば、百年ホールであれば町としましては、各種講座を実施したり、また、800席のホールの方におきましてもいろいろなものを呼び込んでやっておりますけども、これが、民間の業者の方に、もし委ねた場合には、さらにその講座が目新しいものができたり、また面白い講座ができてきたり、そういうものが期待できる、そういう施設であるという期待をかなり持つものでありますから、そういうことによって、住民サービスが向上するというような施設の利用がかなり伸びるのではないかと、そういうことに私の方では指定管理者制度を導入するにあたっての最大のメリットがあるというふうに判断したところであります。

ですから、これにつきましては、全てが指定管理者制度に導入したからといって、本当にうまくいくのかどうか、これはまだ、いろんな自治体におきまして、試行錯誤の状態だと思っております。ですから幕別町としまして、先ず指定管理者制度の導入にあたりまして、有効なものもしっかりと先ずやって、それを十分検証しながら、他の施設についても慎重に取り扱っていきたい。そして場合によっては見直しをせざるを得ない場合は見直しをしていくという考えに立って、このように分類わけをし対応していきたいと考えているところであります。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） ちょっと思い出話をいたします。指定管理者制度の導入の前段として、全部署に調査がありました。先ほど総務課長から話がありました。類型ですね、三つに分かれています。指定管理者に自分の所の施設、自分が所管しているところの施設が、直ぐにどうなんだ、いくとしたらどんなふうになるのかな、いろんなふうを考えました。結果として、債務負担行為のちょうど終了するのが19年度でした。タイミングとしても20年度というのはある意味一つの区切りかなとこっちのほうでも思っておりました。

もう一つ、じゃあ先ほどから皆さんからご心配頂いている受け皿って、本当にあるのということがあります。私は、その時に会社だとか団体というのは浮かびませんでした。それよりも人の顔が浮かびました。社会教育施設、いろんな場所でいろんなボランティアですとか、今ですと協働のまちづくりというのですね、幕別は古くから社教の分野ではそういったことがずっと行われてまいりました。そういった人達というのが、少なくともいるわけですよ。いま。実際にも担っていただいております。その人達が、この指定管理とかということとダイレクトに結びつくのではなくて、それともう一つは、折りしも2007年問題がニュースにいっぱいできてしまう。よく言われる幕別はベットタウンだといわれるのですよ。言われますよね。2007年は、ちょうど皆、昼間不在の人が町へ帰ってくるじゃないか、先ほど部長がいくらかける何人というちょっと私見を申し上げたことがありますけども、僕も、実は金額的にはそんなことがふっと頭をよぎりました。現役バリバリのひとが、先ほど部長が自分が思うにはという金額では暮らしていけません。

子育てもあります。最中の家庭もですね。この2007年問題で町に帰ってくる人達というのは、いろんなキャリアを持っています。そういった人達が、これは応募するところの問題ですから、なんですけども、そういった所で働く人は少なくとも潜在的に沢山いるなと思いました。

それで20年度可能と答えを書いて出しました。振り返ったら誰もいませんでした。百年ホールだけでした。でも、そんなこんなでしっかりやっていきたい思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いろんな思いがありましてね、ここに到達しているということも理解はしたいと思えます。しかし公共施設というのは、繰り返しになりますけども、その施設そのものの目的と合わせて、町が多額のお金を投資して、それをその後維持していくわけですから、その維持にわたってはその維持についても、やっぱり町の人達に還元がある生きるといような思考というのは、私は大事だと思うのです。そんなふうを考えていった時に、いろんな、私が経緯の削減とかいろんな点についてはたぶん他の皆さんの視点と違う意味で聞いているというふうには私は思うのですけども、お金というのはやっぱり必要なところには必要なだけかかるのですよね。だけどそれを無理に削っていくと必ず無理が生じてくると、これはずっとやってきたことです。

それが指定管理なんかによって、どんどん町から手離れていって、そしていろんな所が扱うようになってなんてことになるんだろうなというふうに思っていて、そうなってくると、このうちの町が投資して立派な施設を造っている人達に使ってもらっているけど、はたして町の人達はどれだけ係っているんだというようなことだって、心配ばかりでてくるわけですよ。

そんなこともありまして、全体の流れから聞いててね、まだまだこれはもっといろんな角度から、理事者側は十分いろんな角度から検討されてきたようですが、自分としてはこの話を聞いててもね、まだまだいろんな検討があるなというふうに思ったわけです。

最後の課長の熱弁は受け止めたので、終わりたいと思います。

○委員長（前川敏春） 他にございませんか。

指定管理者制度について、いろんな委員からのご意見を沢山いただいてきたわけでありまして、これについて、継続で審査していくということでもよろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（前川敏春） 開会中の継続で、後ほど事務局とも相談し日程等について決めたいとおもいます。

説明員の退席をお願いします。

暫時休憩します。

（15：03 休憩）

(15:14 再開)

○委員長(前川敏春) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に陳情の審査にはいります。

最初に陳情第2号、新たな地方公共団体財政健全化法に関する意見書意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いします。

ご意見ございませんか。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 陳情の項目、こういう要旨でありますから一つ何々をというようなことの、項目をあげられたりするのが記の下に示される場合が多いのですが、これはそういうふうにはならなかったのでしょうか。

○委員長(前川敏春) 暫時休憩いたします。

(15:15 暫時休憩)

(15:17 再開)

○委員長(前川敏春) それでは休憩をとって会議を開きます。

いま、事務局の方から、新たな地方公共団体財政健全化法に関する意見書案というものが示されたわけですが、これについては、項目が4つに分類されております。

なにかこれに対してご意見ございませんか

中橋委員。

○委員(中橋友子) 意見なので申し上げたいと思うのですが、この地方公共団体の財政健全化法というのは、今の国会で審議されている真最中なのものですから、衆議院の方は通っているのですが、まだ参議院の方は審議中とお聞きしています。それでですね、この健全化法そのものは、ここにも書かれていますように、夕張などの赤字の地方公共団体に対してどう対処していくかというようなことで、このようなパターンに分かれてまして、つまるところは、計画を地方からどんどん道や国に出させて、そしてそれを基準を作って、いわば国の管理の強化という位置付けが強い法律なんです。それで、確かに財政の問題については運営上のというのがありますけども、今は本当に国のさじ加減で逆に地方が混乱に陥っているという状況が多い中で、報告だけ、計画だけ強化されていくということについては、逆に私は疑問を感じるというか、そうであってはならないと思うのですよね。というのは、国はこの法律の前に地方分権法というのを、その前に成立させていて、ここでは自治体の自主性の原則というのをきちっと謳っていて、本当に自主管理は大事なんだよと、もちろん国の財政計画があつての地方なんだけども、自主管理が大事なんだよっておきながら、今、この地方公共団体の健全化法で逆の縛りをかけようとしていることですし、まだ通っていないですし、この意見書はそういう中身のものだから、今配っていただいた4つのようなことをいれて、そして、ちゃんと変えてくださいということなんだろうと思うのですが、私はやっぱり、計画を強化するようなことを、逆に応援してしますような是正だけを求めて行くということは、法律が通ることが前提にされているというようなふうに考えまして、今この時期でこれは提出するべきではないのではと、意見として思いました。

○委員長(前川敏春) 他にご意見ございませんか。

前川雅志委員。

○委員(前川雅志) 今回、この法律の目的は、それぞれの地方自治体がどういった経営をしているかということ、明らかにしていくための内容だと思います。それには、特別会計も含めて、合わせて数字として出して行くということだと思います。それに伴って、財政再建団体などの枠組みをすることがある。数値も明らかになっていないという状態であると思います。

幕別町、本町だけを考えさせていただきますと、町立病院もありませんので、他の町村と比べてまだ支出が少ないほうだと思うが、例えば比べさせていただいて、これを少なくとも十勝管内ではこれにかかってくるような状況が無いのではないだろうかというお話ではありますが、数値もまだ示されていない前に、そういったことにはならないのではないかなというふうに思っているところです。

何を申し上げたいかと言うと、先ほど中橋委員が仰ったように、まだまだ決まってませんから、まだ段階ではないと思うのであります。ただ、提出者の意図としては、決まる前に意見書を出して欲しいというような意図かと思うのですが、ただやはり、まだ通ってませんので本意見書を上げることはどうなのかなというふうに思うところであります。

○委員長(前川敏春) 他にご意見ございませんか。

意見が無いようでありますので、これで終わりたいと思います。

よろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長(前川敏春) それでは、いままでの意見をまとめますと、時期早々ではというご意見なんですが、参議院もまだ通過しておりません。そういう中で、ただ、やはりどうなんですかね、時期が早いですが、やっぱり、前川雅志委員が言ったように、早いけども早い中でスムーズに意見書を提出していただきたいという意図はあると思うのですよね。意見は切っちゃったのですけども、それで、結論を出さなければならぬわけですけども。

暫時休憩します。

(15:24 休憩)

(15:29 再開)

○委員長(前川敏春) それでは休憩を解き会議を再開いたします。

いま、それぞれのご意見の中に、まだ参議院も通過していない中で、少し早いのではないかというご意見がございましたけれども、これにつきましても、先ほど継続いたしました、指定管理者制度の件もありますので、できれば、2、3日中に陳情者の方に対してもお話をさせていただきたいと思うので、継続をしたいと思いますけれども、どうでしょうか。その時に最終的な判断をしていただいてよろしいですか。

暫時休憩します。

(15:30 休憩)

(15:31 再開)

○委員長(前川敏春) それでは休憩をとって会議を再開します。

いま、前川雅志委員の方からもありましたが、そういうことを十分踏まえながら、18日の10時から先ほど継続になりました指定管理制度の関係の委員会を開催する予定になっております。

その時までにはきちっとお話をさせていただきながら、文章についても精査しながら、18日の日に結論を出していきたいと思います。よろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長(前川敏春) それでは次に陳情第3号、2008年度政府予算編成における義務教育国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について各委員のご意見をお伺いしたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

ご意見ございませんか。

ないようでありますので、これで終了させていただきます。

次に討論を行います。討論はございますか。

(なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 討論は無いようでありますので、採決をいたします。

本陳情について、採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議が無いものと認めます。したがって本案は採択とすることに決定をいたしました。

次に陳情第4号、教育関連三法案の慎重審議を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員(中橋友子) ここに書かれていますように、新たな教育関連三法案でありますけども、かなり問題が高いといふことで、一つは、徳目が盛り込まれたこと、あるいは、教員の免許の更新ですとか、不適格教員のここでは分限免職と書いてありますけども、そういった問題がたくさん含む中身が決められるというような内容の法案ということで、関係者からも問題があるというふうに出されてきたものだと思います。教育の根本がここにもありますように、やはりきちっと憲法に基づいて、それから新たな、過去にあった教育基本法は廃案と決まりましたけど、きちっと学ぶ権利など生かされる法にして行かなければならないと思いますので、したすらこの法案を通すのは問題があるかということで、慎重審議を求めるというのは当然だというふうに思います。自分の意見としては当然と思います。

○委員長(前川敏春) 他にご意見はございませんか。

前川雅志委員。

○委員(前川雅志) 教育基本法で受ける我が国の郷土を愛する態度というところについて、国家に従順な

国民作りという表記がございます。今回の学校教育基本の中に、こういう言葉が盛り込まれているわけですが、決して国家に従順な国民作りをするためにこの項目を入れているわけではないと、私は理解をしているところであります。

また、現場のことは、学生が終わって数十年経ちますので、教員の方々がどの程度激務で、どういった仕事をしているかということが、本来、本当の姿というのを見ることができないわけでありますが、この不適格教員の分限免職というところに触れさせていただきますと、ほとんどの先生が頑張っていて職務をされていると思うのですが、この辺にはいないと思うのですが、中には不適格とされる教員もどこかにいるかと思えます。

現行の法律の中には、そういった先生に止めていただくということがないわけですから、そういった中でやはり大切な子どもを預かって教育するものは、もし、いないとは思いますが、そういう方がいらっしやったら、やはりその職が向いていないということで、違う職に変わっていただくことが私としては正しい道筋ではないかというふうに考えております。

その次のところに書かれております、法案によって、これらの法案によって教育格差が拡大するという表現もでございます。これは、僕の次の一般質問にもちょっと係ってくるのですが、教育格差が拡大するというのは、先生の姿勢一つで随分違うところもあるのではないかというふうに思っているところであります。これも法律によって、格差が拡大するかということについては疑問がもたれるところでありまして、この意見書の提出を求める陳情については、あまり良しとしていないわけです。

○委員長（前川敏春） 他に何かご意見ございませんか。

齊藤委員。

○委員（齊藤喜志雄） 今、前川委員からお話があったように、国家に従順な国民作りをですよね。これはただしも表現が適正でないかも知れませんが、しかし少なくともね、徳目をやられてね、例えば道徳と一緒にきちっと教科としてはいつてくる。という形になっていて、文科省はこのことについては評価しないよといっている。評価はしないよといいつつも、教科としての扱いをすることにより、これはやっぱり、戦前の姿をみるとわかるように、いわゆるその、十分かどうか別にしても、一つの国では選ぶ方向性に国民の思いを受け止めて欲しい。

それから、不適格教諭のことですけれども、なぜ今不適格教諭というかということ、これは非常に難しいですよ。処分の法律がないというけど、いままで分限に係る管内状況、道内状況などいろんな、教育者として不適格な人がいる。そういった者についてはきちっと決められている。したがって、それこそマスコミ報道にもありますように、処分されているという残念なところはあるけども、ある程度のそういうきちっとそういう法律もあるという、制度というもので、ある程度は不適格な者を排除しているという実態、そういう道もある程度示されている。あえてここで、願意をどうするかということ、今までにないものは何だということになってきたときに、いわゆる、教育内容に係って極めてあいまいなもので教師を排除して行くというのは、これはやっぱりいささか私は異議がある。いろんな意味で危険なものを感じるということで、いままでの法律の中で十分可能であり、あえて入れてくるいろいろな危険なものを感じる。

○委員長（前川敏春） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 齊藤委員からお話があったように、反対の見方をすれば今現在、国家に従順な国民作り、こういう表現がどうかと思うけども、そうじゃない今の社会の荒廃というのでしょうか、いろんなこと起きてますよね。そういったことが、あまりにも酷過ぎると、ちょっとここは見直した方がいいのではという声があるという動きになってきているのだろうと。反面、裏側はそういうこともあるということですね。反対するという意見もあるけども、このままではだめだという声もあるということになってきたんだろうと思います。

それともう一つ、教員としての不適格者の話ですけれども、仰るとおり法律に触れる部分というのは当然、懲戒制度があるわけですから、それはそれで当然、法律を作らなくても当然だめですよ。ところがここで言うのは、やっぱり教員としての適正に欠けると、これは本当に難しい部分があると、恣意的にやろうと思ったら、できる部分もありますよね、先生としてどう見ても適正がないというのに限っては、この法律をどう解釈するかという違いだと思います。

これはまずいと、何でもかんでもいうことを聞かなかつたらこれにやられてしますぞという見方が場合もあるでしょうけども、先生、現場にいたんだから。ただ、我々はこっちから見ていて、全然関係ないところから見ていて、そうじゃないと、本当にこれはどうかなと思う先生いるぞと、一握りですけどね、例えばね、そういう方をどうするかというものをここで、こういうものを作って考えようということだと思えるのです。ですから、裏腹な問題が非常にあるんだろうと思います。難しいのだと思います。人が人を評価するということはね。処分するということはね。ただ、私は、結論的なことなんですけども、考え方としては、前川委

員と考え方と近いのです。ただ、ここで言っているのは、こういう問題点があるから、慎重に審議すれというふうだと思うのです。

ここは僕は、何も反対するものではなく、やみくもに何でもかんでも切れということではなくて、慎重にこういう恐れがあるから慎重に審議して欲しいということは、そこはやぶさかでない。

僕は個人的にそう思います。やっぱり危険性があるぞという反面、そうじゃない、裏を返すとこういうことがあるからこうなんだという、それは両論、意見はあると。二つあっているのです。

○委員長（前川敏春） 他にご意見ありますか。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 関連三法案なんですけども、中教審で1ヵ月ですって、非常にスピードでもって再生会議の意向を受けて出されたということがあります。そういう乱暴な形で多くのことが変えられていくという、そういう危惧があります。三法案の中身を見ましても、非常に権力が介入していく、直接介入してくるというような、一つの形が見受けられるわけです。そういうところを見ましたときに、大変もっと時間をかけて審議をして、一番大事な教育問題でありますから、そういう異例なスピードでされてしまいますようなことに関しては、私の思いといたしましては、この趣旨については納得のできる部分が多くあるというふうと考えております。

○委員長（前川敏春） 他に。中橋委員。

○委員（中橋友子） いろいろな、それぞれの見方がなされたのですけども、この学校教育、学校の中の教育目標というのは、我が国の規模である程度考えたときは、なんら問題はないというんですね。それは、今日のいろんな子ども自身の様々な荒廃した姿ばかりが流れている中で、国家を論じたというようなことがありますよね。私は、こういったことを考えるときに、これだけを基にだして、とにかく、この思いを本町としては、大事なことです。それはゆっくり、必要だと思うんですけども、一連の教育に係る今度の法改正ですとか、教育基本法のときもそうでしたけど、この関連三法案もそうですけど、教育だけでなく、憲法とも係るので。その長年の経過があるんですね。そういう憲法をいじろうとするときに、かなり事前に教育に係ることを変えて切りうちでここを整理しながら、流れを持ってきているというようなことがあって、必ずその結果というのは、取り込まれてやってきて、そういうような流れを見た場合に、これは事実ですから、現実を見た場合には単純にその計画ありき経過重んずるというだけじゃなく、これもまとめて出されて行くんだなというふうには当然思われない。そういう流れは大事に見なければいけない。それから免許制度のことについても、東京都あたりでは、かなり訴訟を、都教委の意に反しましてひとり、これは実際に教育に手が伸びていというか、何を持って不適格かというのが判断が大体5つぐらいに分かれましたけど、ないんですよ。そういうものが、だけれども、その意向の沿わなかったというそういうことで不適切。私は教育現場でそういうことはあってはならないと。医師にしても看護師にしても、いろいろこ免許に基づいてやっていくことがたくさんあります。その中でより良い教師、より良い人材を育てていくというあり方はこういう人達の法律を変える、免許制度を更新させるというやり方だけでなく、いくらでもできるというふうに思いますので、例えばこういうやり方は適切かなというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 他にご意見はございませんか。

齊藤委員。

○委員（齊藤喜志雄） 一つ言いたいんですけど、僕は現場あがりだから、ここでもどうしても伝えておきたいと思うんですけども、多くの教員はしっかり子どもたちと向き合っている。

なぜ驚いているかという、本来、行政が果たすべきものは何かというと、自分達が、責任において採用した職員だから、その人達の資質向上に向かって研修をやっていくことについてはやぶさかではない。然るに現在、それら研修制度が置き去りになっている。僕はその中に非常に意図的なもの、目指す者の意図的なものが感ずる。

研修制度は現在あるのです。10年研修というのがあって、しっかりそれは自分だけでプログラムを組むのではなくて、北海道教育委員会が作って、この忙しいときに、何十日間という実施プログラムという制度を設けている場がある。私は早すぎるでないですかということで、この意見書の中にも慎重に審議してくれという趣旨で書いてある。

○委員長（前川敏春） 他にございませんか。

なければこれで意見の集約を終了させていただきます。

それですって、ちょっと委員さんにお諮りをしたいのですが、この教育関連三法案については、18日の日に賛成反対討論等をしたいと思うのですが、それとも今日でいいですか、2、3日十分考えますか。

（発言するものあり）

○委員長（前川敏春） この教育関連三法案ですが、ご意見はこれで終了させていただきます、18日の日に討論

と採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長(前川敏春) それではそういうことでよろしくをお願いします。

それでは次に陳情第5号、住民税、国民健康保険税、介護保険料等の負担増に対する独自軽減策を求める陳情を議題といたします。

本陳情について各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方は挙手を願います。

中橋委員。

○委員(中橋友子) この陳情の趣旨であります、今月の12日にも住民税が確定されまして各家庭に納付書が送られているところです。

税率の引き上げに本当に驚かされているということで、私自身も自分のを見ましたら、2倍以上になっているというようなこともありまして、多くの方たちの生活を圧迫しているというのが、ここに書かれている通りだと思います。加えまして、国民健康保険税や介護保険料などが、税を基に確定しているということになってますので、当然、引き上げは雪ダルマ式に生まれてくるということになります。

このことに関しても、ずっと私も一般質問でやってきた過程があるのですが、様々な自治体で、こういった増税に伴って、税そのものは国の法改正のもとで進められてくるものですから、それに伴って独自の町の条例を作るときに軽減策を講じていく自治体が生まれだしているのですよね、帯広などでも、具体的な条例の中にはないんですが、介護保険料や国保税の軽減対策、今回も国保税の税率改正等は行ってきておりませんし、そういった形で手立てをとってきているという現実がありまして、住民の暮らしを少しでも守るためには、こういった対策は必要であるというふうに思いまして、私の意見といたします。

○委員長(前川敏春) 他にご意見ございませんか。

芳滝委員。

○副委員長(芳滝 仁) 私も住民税がきましてびっくりしたんですけども、それで問い合わせをしました。説明受けましたとおり、その分所得税が下がるということで、収める税の額はほとんど変わらないと説明ありました。ここにあります、例えば住民税の増税に伴う国民健康保険税、

介護保険料が上がらない措置を講ずると、これは、そのとき私も聞いたんですけども、基本的にはいわゆる住民税を判定する、いわゆる所得のところ、それは国民健康保険税、介護保険料が算定されるので、住民税が上がっても、それは上がりませんよという説明を受けておりましたから、上がらない措置を講ずることというのは、上がらないことになっていると私は聞かせていただいております。

低所得者、生活困難者の減税制度を拡充することというのは、趣旨としてはわかりますけども、例えば税を払っていない人は減税にならないわけでありまして、本当に困難なところでは今回の改正については影響が無いだろうと、他の形で大変な世の中が不景気で、大変生活しづらいというところで、いろんな形での支援が必要かも知れませんが、税制改正のうえでの一つの形の、ここでは項目のところでは、当てはまらないのではないかと、新たに住民税課税となった世帯、これはおそらくは所得が上がった人ですよ、収入が増えた人が、いわゆる課税所得になって、それで、そこで算定されるわけですから、だから、課税所得にならなかったら、住民税課税にならないわけでありまして、だから、当然、所得が上がったことについて、課税義務が生じたときには、それは仕方がないのではないかとというふうに思うわけです。

それで、1、2について、現状の制度について当てはまらないのではないかと、広い意味での施策というのはわかりますし、考え方は同じでありますけども、低率減税が廃止されましたから、その分は増えるのは当然でありますけど、いわゆる道民税、住民税のところでは、そんなに影響が無いだろうというふうに思っておりますから、この陳情は制度についてあっていないのではと、あっていない出し方をされているのではないかと思うのです。

○委員長(前川敏春) 中橋委員。

○委員(中橋友子) 税源移譲に係っての今回、今年の税制改定ではそうなんですよね。

昨年と今年と両方続けて、税率上がってきているのですけども、ここでは、今年の場合には、住民税に係ってはフラット化といたしまして、条例は通ったのですけども、あれによって、一律10%に決まりましたから、6%の方は10%ですよ、13%の方は10%です。だから影響はあるんですよ。私も役場から送られてきたときに、それに住民税それから所得税に係っては、税源移譲のため負担の軽減は原則変わりませんと書かれているんです。差引すると去年と同じ試算が住民にかかってくるというのは、この文言からはそうなんです。実際は違うんですよ。どうしてかという、いま芳滝委員も言われたけど、多くは低率減税の廃止、これの影響が大きいのですよね。

低率減税の廃止によって、所得が上がった人は上がるでしょといわれたけども、そうなんです、所得が低

率減税の廃止で上がってきたんですよ。収入は上がらないのだけでも所得は上がる。これで税金も上がってきたんです。そこが、この低率減税の廃止や皆さんの収入の増減などで、別の要因により、実質の負担額は変わりますということが書いてあるんですけどね、結局、ここが、ここに表れてくるんですよ。

ですから、一回に支払う、町民の支払う税金は、この2年間のトータルで実にどうなんだというところと上がったということなんです。

○委員長（前川敏春） 質疑の途中でありますけど、15分まで休憩したいと思います。

（16：05 休憩）

（16：16 再開）

○委員長（前川敏春） それでは休憩前に引き続き会議開きます。

ご意見ある方いませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 文言が整理されていないと、なかなか正確な実態をとということにならないので、現状として、税金が上がっているということは理解できる。確かですよ。それがどうしてなのかということなんだけども、一つは低率減税が廃止というのがありますよね、これは住民税と道民税、ここでちょっと上がる。もう一つ大きな要因は扶養者控除だとか公的年金の控除だとか、そうものが去年から一連やられてきてますから、ここで、収入は増えていないんだけど、課税所得は上がったというのは現実なんですよ。課税所得が上がると、課税所得が上がってるわけですから、例えばいままで非課税だった人も課税所得が上がればそれだけ課税されるということになると、非課税者が課税されれば、税金がかかっていたものが課税になる。

やっぱり上がるんですよ。住民税だけの係りで上がっているというふうにしたら間違いですよというのは、それはそうだと思う。そうじゃなくて、全体の仕組みからいったら、この新制度をどうするかということになるんだけど、全体に引き上がっていることは事実なんです。だから上がった分に対して、生活を圧迫するので、なんだかの手立てをとって欲しいということは、これは流れとして、当然今の要求としては存在することであるというふうに思いますので、軽減対策だとか、国保だとかきちっと手立てをとって欲しいというのは当然のことだと思います。

○委員長（前川敏春） 他にご意見ございませんか。

前川雅志委員。

○委員（前川雅志） この陳情の仰る意味は非常によくわかる場所ではありますが、本町の財政に係ってくるところとも思いますので、もう少し勉強をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） いま、前川雅志委員の方から、今日この場所で採決するには少し時間が足りないということでもありますので、18日の日に討論と採決をしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、意見については、これで終了させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

その他にはありません。

閉会中の所管事務調査項目を決めたいと思いますが、各委員の皆さんから調査項目をあげていただきたいとおもいます。

項目は何がよろしいですか。

暫時休憩します。

（16：22 休憩）

（16：23 再開）

○委員長（前川敏春） 会議を再開します。

今、千葉委員の方からお話がありました、ウの総合企画及び総合調整に関する事項についてなんですが、これを所管事務調査でよろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（前川敏春） 時期については、副委員長と協議し決めたいと思いますがよろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（前川敏春） よろしくお願ひします。

それから、後1点その他なんですけども、今年は道外視察研修があるわけなんですけど、これについては9月から11月ぐらいを目処の中で日程を組んでやらなければならないわけですけども、これについての、それぞれ委員の皆さんの行きたい所の希望がありましたらこちらのほうに言っていただけましたら、それを参考にしながら進めさせていただきたいと思います。なお、旅費の関係なんですけど、できれば2ヵ月ぐらい前に予約をすると安くなりますから、できれば早めにきちっとしたものを、スケジュールを作りたいと思ってお

ります。よろしく申し上げます。

第3回定例会が終わってからになるとおもいます。

本日の本委員会に付託されました案件等の審査は全て終了いたしました。これを持って委員会を閉じたいと思います。

(16:25 閉会)